

青森地域広域事務組合郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森地域広域事務組合条件付き一般競争入札実施要領（平成 27 年 4 月 1 日実施。以下「一般競争入札実施要領」という。）に基づく条件付き一般競争入札として実施する郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 管理者は、郵便入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）の公告については、青森地域広域事務組合財務規則（平成 3 年青森地域広域事務組合規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 89 条第 1 項第 11 号に規定するその他必要な事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書及び条件付き一般競争入札参加申請書その他の公告で指定する提出書類（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の郵送開始日及び到着期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (5) その他必要と認める事項

(入札書等の提出)

第3条 入札書等は、入札者（法人にあっては商号及び代表者職氏名（年間委任状を提出している場合は、受任者職氏名）、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）にあっては、JV 名、JV 代表法人名及び JV 代表者職氏名）の記名押印をし、入札日を記載した上で、対象工事ごとに定める入札書等郵送開始日から入札書等到着期限までに郵送により提出しなければならない。

2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。

3 入札書等は同一の封筒に入れ封印し、表側に宛名、入札番号、入札日、工事名及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、差出人住所（法人又は JV にあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号、JV にあっては、JV 名及び JV 代表法人名（代表者職氏名を含む。））を記載しなければならない。

4 郵送した入札書等の差替え又は撤回は、認めないものとする。

5 当該入札を辞退しようとする者は、当該入札の開始前までに入札辞退届（様式第 1 号）を入札事務担当課へ直接持参しなければならない。

(入札の立会い)

第4条 管理者は、入札書等の提出があった者の中から 2 人を入札立会人として立ち合わせなければならない。

2 前項の入札立会人は、対象工事ごとの入札参加資格者に一般競争入札実施要領第 5 条に規定する入札書等の受付順（消印日順）に通し番号を付し、1 番目と 2 番目に該当する者（法人にあっては代表者、JV にあっては、JV の代表者）を選任するものとする。

3 前項の規定により選任された入札立会人には、入札立会依頼書（様式第 2 号）により立会いを

依頼するものとする。

- 4 前項の規定により依頼された入札立会人が当該入札に立ち会うことができない場合は、入札立会人委任状（様式第3号）により代理人を立ち会わせるものとする。
- 5 入札立会人は、入札執行前に入札立会人名簿（様式第4号）に署名押印するものとする。
- 6 予定された入札立会人が当該入札に立ち会わないときには、当該入札事務に関係のない青森地域広域事務組合の職員（以下「職員」という。）を立ち会わせるものとする。

（無効の入札）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、財務規則第102条第1項第6号に定めるその他入札条件に違反した入札とみなし無効とする。

- （1）公告で示した郵送の方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- （2）対象工事ごとに定める入札書等到着期限を過ぎて到達した入札
- （3）郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- （4）郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- （5）郵送された封筒に記載された事項と入札書等に記載された事項が相違する入札
- （6）工事費内訳書の提出がない入札及び郵送された入札書に記載された入札金額と工事費内訳書に記載された金額が合致しない入札

（同価格入札の取扱い）

第6条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人にくじを引かせて、落札者及び次順位以降の者を決定する。この場合において、立会人がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の中止等）

第7条 管理者は、郵便事情等により事故が発生し、公正な入札が執行できないと判断した場合又は不正な行為等により必要があると認めたときは、入札の中止又は延期をすることができる。

（その他）

第8条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。